

アーク溶接業務（半自動を含む）特別教育講習開催のご案内

主催 一般社団法人 岐阜労働基準協会

労働安全衛生法では、事業者がアーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく科目について、安全衛生のための特別教育を行わなければならないことと定めています（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）。

当協会では、この特別教育を下記により開催しますので、該当する労働者はもれなく受講されますようご案内申し上げます。

記

- 講習日時と会場 **※ 1日目と2日目の会場が異なります。**
(1日目) 学科 日時 令和8年6月12日(金) 9時開講 受付8時30分から
会場 テクノプラザ ものづくり支援センター 第一別館4階 第十五研修室
各務原市テクノプラザ1-21
(2日目) 学科 日時 令和8年6月13日(土) 9時開講 受付8時30分から
会場 岐阜県金属工業団地(協) 各務原市金属団地173番地
研修センター
実技 会場 岐阜県溶接技術研修センター
- 定員 42名
- 受講料 (テキスト代・防じんマスク代・消費税10%を含む)
会員1名につき 12,430円(うち消費税1,130円) *岐阜県内の各労働基準協会会員対象
非会員1名につき 15,730円(うち消費税1,430円)
- 申込先 〒500-8144 岐阜市東栄町3丁目4番地3 一般社団法人 岐阜労働基準協会
TEL 058-246-0863 FAX 058-247-4866 にてお申込みください。
* E-mail (gifukyokai20@wind.ocn.ne.jp) でも申込み可能です。
申込書を添付のうえ、お申込みください。
但し、定員になり次第締切ります。
- 振込先 十六銀行 田神出張所 普通預金 0137981 一般社団法人 岐阜労働基準協会
講習の1週間前までに納付してください(振込手数料は、振込人負担でお願いします)。
ご都合により受講されない場合、6月10日までにその旨ご連絡がないときは、受講料はお返しできません。
- 修了証の交付
講習の全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付いたします。

7. 講習科目

| | 学 科 | 時間 |
|-----|--|----|
| 学 科 | アーク溶接等に関する知識 | 1 |
| | アーク溶接装置に関する基礎知識 | 3 |
| | アーク溶接等の作業の方法に関する知識 | 6 |
| | 関係法令 | 1 |
| 実 技 | アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法 半自動アーク溶接装置の取扱い及び半自動アーク溶接等の作業の方法 | 10 |

尚、本教育においては実技講習は10時間以上必要ですが、講習会当日は3時間のみ実施し、不足分の7時間は受講者が各自で所属する事業場等で講習修了後実施して頂きます。

8. 受講票(A4用紙)・筆記用具を持参して下さい。

実技にはアーク溶接作業に適した服装及び安全帽、安全靴を準備して下さい。

(注) 貴重品は各自が責任をもって管理して下さい。

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しいただくようお願いします。

アーク溶接業務 申込書 兼 受講票

| | | | | | | |
|-----------|------|--|----|---|---|---|
| 受講番号 | ふりがな | 生年月日 | 昭和 | 年 | 月 | 日 |
| | 氏名 | | 平成 | | | |
| ★主催者記入欄 | ふりがな | | | | | |
| | 現住所 | | | | | |
| 令和8年6月12日 | 会場 | テクノプラザものづくり支援センター第一別館4階 (各務原市テクノプラザ1-21) 9時開講 (受付8時30分から) | | | | |
| 令和8年6月13日 | 会場 | 岐阜県金属工業団地(協) (各務原市金属団地173) 9時開講 (受付8時30分から) | | | | |

上記のとおり受講料 名分 円を 現金(1週間前までに協会へ持参)にて申込みます。
振込(月 日予定)

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

事業所名

担当者名

T E L

F A X

※必ずご記入ください。受講番号を記入しFAXにて返信します(FAXのない場合は郵送します)。

※E-mailの方は申込時のアドレスに返信します。

申込後1週間経過しても返信がない場合は、お手数ですが058-246-0863までご連絡ください。

| | |
|-----------|--|
| 協会名または支部名 | |
|-----------|--|

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体等に関する情報は、当協会が責任を持って管理し、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

一般社団法人 岐阜労働基準協会
岐阜市東栄町3丁目4番地3
TEL 058-246-0863

◆コメント◆

請求書について、下記に○を付けてください。

不要・必要 (FAX又はE-mailにて送付)

☆請求書が必要な方のみ

原本：不要・必要 (受講日に角印を押印したものをお渡しします)